

平成31年3月18日

開 議

第3回酒田市教育委員会定例会

酒田市教育委員会会議録

第3回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成31年3月18日(月) 午後2時25分 開会
午後3時45分 閉会

2 場 所 酒田市役所7階 701会議室

3 出席者

出席	欠席	教 育 長	村 上 幸 太 郎
出席	欠席	委 員	浅 井 良
出席	欠席	委 員	岩 間 奏 子
出席	欠席	委 員	渡 部 敦
出席	欠席	委 員	神 田 直 弥

4 説明者

出席	欠席	教 育 部 長	菅 原 司 芝
出席	欠席	企 画 管 理 課 長	長 村 正 弘
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	齋 藤 司
出席	欠席	指 導 主 幹	後 藤 司
出席	欠席	社 会 教 育 文 化 課 長	阿 部 武 志
出席	欠席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	富 樫 喜 晴
出席	欠席	図 書 館 長	岸 谷 英 雄
出席	欠席	図 書 主 幹	高 橋 紀 幸

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 教育長の報告
- 日程第6 その他

◎ 開議

(村上教育長) ただいまより、平成31年第3回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は全員出席でありますので、直ちに会議を開きます。

◎ 会期

(村上教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(村上教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に岩間委員と渡部委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は岩間委員と渡部委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の報告

(村上教育長) 次に日程第3 前回会議録の報告を議題といたします。お手元に、前回の定例会及び臨時会の会議録の写しがありますので、そちらでご了承くださるようお願いいたします。

- ◎ 議事 議第 28 号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について
- 議第 29 号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について
- 議第 30 号 酒田市教育委員会公印規則の一部改正について
- 議第 31 号 酒田市立図書館設置条例施行規則の一部改正について
- 議第 32 号 酒田市民会館設置管理条例施行規則の一部改正について
- 議第 33 号 酒田市教職員住宅使用規程の一部改正について
- 議第 34 号 酒田市学校給食運営委員会運営規程の一部改正について
- 議第 35 号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について
- 議第 36 号 酒田市スポーツ推進計画の策定について
- 議第 37 号 酒田市中学校部活動等ガイドラインの策定について
- 議第 38 号 酒田市立資料館長の任命について
- 議第 39 号 平成 31 年度酒田市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- 議第 40 号 教職員の内申について

(村上教育長) 次に日程第 4 議事に入ります。初めに、議第 39 号 平成 31 年度酒田市教育委員会事務局等職員の人事異動について 及び 議第 40 号 教職員の内申について を議題といたします。

ここで発議いたします。議第 39 号及び議第 40 号については、人事案件となります。そのため、議第 39 号及び議第 40 号については、酒田市教育委員会会議規則第 14 条に基づき、非公開といたしたいと思っております。議第 39 号及び議第 40 号を非公開とすることに「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(全委員 挙手)

(村上教育長) 出席委員 4 名の全員の挙手がありました。出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がありましたので、議第 39 号及び議第 40 号は非公開とするとともに、説明者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

— 非公開 —

(村上教育長) 次に、議第 28 号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について を議題といたします。これについて、提案をお願いいたします。

(企画管理課長) 議第 28 号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について ご説明申し上げます。今回の改正については、教育部長の職名

の変更、社会教育文化課内の係の統合などに伴い、所要の改正を行うものです。具体的には、当該規則の条文中の「教育部長」の職名を「教育次長」に改めます。それから、社会教育文化課の社会教育係と公民館事業係の2係が、社会教育係の1係に統合されることから、第5条第1項第3号から公民館事業係を削り、第6条の各課・各係の分掌事務の表について、社会教育文化課の社会教育係の分掌事務と合わせて、企画管理課及びスポーツ振興課の各係の分掌事務を整理しています。各職階の職務が規定されている第8条の中では、課長及び課長補佐の職務の規定が、現状とそぐわないものになっておりました。また、図書館などの教育機関を想定されていなかったことから、市長部局の職務を規定している「酒田市行政組織規則」の規定にならって見直しを行います。合わせて、別表第1の「課長等専決事項の表」に図書館に関する規定が抜けておりましたので、これを加えるものです。別表第2では、市議会で可決されている事項になりますが、松山小学校の位置の変更、北テニスコートと眺海の森グラウンドゴルフ場の項目の削除、光丘文庫の係る内容の整理を行うものです。そのほか、この規則全般で、現状に即した規定にするために軽微な修正も行なっています。施行期日については、平成31年4月1日となりますが、松山小学校にかかる改正については、平成31年8月1日となります。詳細については、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第28号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について を提案のとおり決することにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第28号は提案のとおり決しました。次に、議第29号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について から議第30号 酒田市教育委員会公印規則の一部改正について 及び 議第32号 酒田市民会館設置管理条例施行規則の一部改正について 並びに 議第34号 酒田市学校給食運営委員会運営規程の一部改正について を議題といたします。これについて一括してご提案願います。

(企画管理課長) 議第29号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について、議第30号 酒田市教育委員会公印規則の一部改正について、議第32号 酒田市民会館設置管理条例施行規則の一部改正について、議第34号 酒田市学校給食運営委員会運営規程の一部改正について、一括して説明させていただきます。

議第29号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正についてと議第30号 酒田市教育委員会公印規則の一部改正について及び議第34号 酒田市学校給食運営委員会運営規程の一部改正については、教育部長の職名の変更に伴い、各規則等の条文中の「教育部長」の職名を「教育次長」に改めるものです。なお、議第30号 酒田市教育委員会公印規則の一部改正については、様式第1号、様式第3号、様式第7号の提出先の表記に「管理課長」という標記が残っていたため「企画管理課長」に改めるものです。施行期日は平成31年4月1日となります。

議第32号 酒田市民会館設置管理条例施行規則の一部改正について ご説明申し上げます。こちらについては、市長制定の規則となりますが、市民会館の管理運営は教育委員会に委任されており、消費税率及び地方消費税率が8%から10%に改定されることに伴い使用料を改めるものです。2月の教育委員会で議決していただいた市民会館設置管理条例の一部改正と対を成すもので、重要な案件となります。そのため、酒田市教育委員会教育長事務委任規則第2条規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。施行期日は、平成31年10月1日となります。詳細については、新旧対照表でご確認いただきますようお願いいたします。以上よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

(村上教育長) 一括して説明していただきましたけれども、質疑と議決は一つずつ順次行っていきたくと思います。初めに、議第29号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第29号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第29号は提案のとおり決しました。次に、議第30号 酒田市教育委員会公印規則の一部改正について ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第30号 酒田市教育委員会公印規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第30号は提案のとおり決しました。次に、議第32号 酒田市民会館設置管理条例施行規則の一部改正について ご質問、

ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第32号 酒田市民会館設置管理条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第32号は提案のとおり決しました。次に、議第34号 酒田市学校給食運営委員会運営規程の一部改正について ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第34号 酒田市学校給食運営委員会運営規程の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第34号は提案のとおり決しました。次に進みます。議第31号 酒田市立図書館設置条例施行規則の一部改正について を議題といたします。これについて提案をお願いします。

(図書館長) 議第31号 酒田市立図書館設置条例施行規則の一部改正について 説明いたします。今回の改正は、ひらた図書センターの図書館法適用化にかかる図書館設置条例、2月の教育委員会で認めていただいた改正と工業標準化法の改正、これは従来の日本工業規格、いわゆるJIS規格ですけれども、日本産業規格に名称改正となるための条文の整備を図るものです。議案に合わせて新旧対照表もご覧ください。具体的には、第4条にひらた図書センターを加え、中町分館を削除。第14条2項中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものです。施行期日は、平成31年4月1日です。ただし、第14条第2項の改正規定は、平成31年7月1日からの施行となります。以上よろしくご審議くださるようお願いします。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第31号 酒田市立図書館設置条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第31号は提案のとおり決しました。次に、議第33号 酒田市教職員住宅使用規程の一部改正について を議題といたします。これについて提案願います。

(企画管理課長) 議第33号 酒田市教職員住宅使用規程の一部改正について 説明させていただきます。今回の改正については、飛島中学校の休校に伴い、民間の住宅を借り上げていた教員住宅1棟と、老朽化により使用に耐えない教員住宅3棟を当該規程から削り、残った4号棟を1号棟として整理するものです。施行期日は平成31年4月1日となります。以上よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第33号 酒田市教職員住宅使用規程の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第33号は提案のとおり決しました。次に、議第35号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について を議題といたします。これについて提案をお願いします。

(社会教育文化課長) 議第35号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について ご説明いたします。改正の理由ですが、教育部長の職名の変更と第5条第1項で庁内の作業部会を「置く」となっているものを「置くことができる」と改めまして会議の効率的な運営のため改正を行うものです。なお、平成31年4月1日からの施行となります。以上よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第35号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第35号は提案のとおり決しました。次に、議第36号 酒田市スポーツ推進計画の策定について を議題といたします。これについて提案願います。

(スポーツ振興課長) 議第36号 酒田市スポーツ推進計画の策定について ご提案いたします。酒田市スポーツ振興計画は、スポーツ振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、別冊のとおり策定するものです。計画の期間としましては、2019年度から2029年度までの11年間とし、「[「する」「みる」「ささえる」～スポーツを楽しみ健康で魅力あるまち酒田]」を基本理念としております。本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、国の第2期スポーツ基本計画及び山形県の山形県スポーツ推進計画を参酌し、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画として策定するものです。体力向上と健康増進の役割に加え地域経済の活性化やコミュニティの再生の役割などスポーツの果たす役割への期待はますます大きくなっております。また、上位計画である酒田市総合計画、酒田市教育振興基本計画を推進する個別計画として、本市が策定する各個別計画と連携・整合を図ります。以上ご審査いただきますようよろしくお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。 議第36号 酒田市スポーツ推進計画の策定について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第36号は提案のとおり決しました。次に、議第37号 酒田市中学校部活動等ガイドラインの策定について を議題といたします。これについて提案をお願いします。

(学校教育課長) 議第37号 酒田市中学校部活動等ガイドラインの策定について 酒田市中学校部活動等ガイドラインを別冊のとおり策定するものです。部活動や学校管理下外の活動に関わる生徒、保護者、教員及び指導者に過度の負担をかけずに行うことのできる持続可能なスポーツ・文化活動を構築していくため、新たに酒田市中学校部活動等ガイドラインを策定するものです。以上ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第37号 酒田市中学校部活動等ガイドラインの策定について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第37号は提案のとおり決しました。次に、議第38号 酒田市立資料館長の任命について を議題といたします。これについて提案をお願いいたします。

(社会教育文化課長) 議第38号 酒田市立資料館長の任命について ご説明いたします。酒田市立資料館長につきまして、須藤秀明、任用期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までを任命するものです。提案理由といたしましては、酒田市立資料館設置管理条例第6条の規定に基づき任命しようとするものです。以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(村上教育長) 暫時休憩いたします。

(村上教育長) 再開いたします。ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第38号 酒田市立資料館長の任命について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第38号は提案のとおり決しました。

◎ その他の報告

(村上教育長) 次に、日程第5 教育長の報告についてですが、今回私からの報告はございませんので、日程第6 その他に入ります。報告事項1から報告事項4については各担当より説明がありますので、順に説明をお願いいたします。なお、時間等の都合から、要点を要領よくご説明いただければ幸いです。それでは、初めに報告事項1についてお願いします。

(教育部長) 平成30年度定期監査についてご報告いたします。監査委員からの聴取は、昨年12月5日企画管理課、6日市立図書館、7日学校教育課、12月27日社会教育文化課とスポーツ振興課と順次行われております。監査結果について、是正または改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘した「指摘事項」が2件、「指摘事項」に至らない事項で文書をもって注意を行った「注意事項」が3件でありました。昨年度、指摘事項5件、注意事項1件、更に、検討、見直しを求める意見が1件ございましたが、今回は指摘事項で3件減、注意事項は2件増となっております。

初めに指摘事項から説明いたします。社会教育文化課では、昨年2月行われたサンクトペテルブルク市との交流事業に際して、古今雛の運搬費用を他事業経費から支出されたことが不適切であると指摘され、適切な予算執行を求められたものです。これに対して、古今雛の運搬については、湿度等の関係で非常にデリケートな対応が必要となることが判明したことから、財政当局と協議を行いその指示のもとで支出したものである旨意見を申し上げております。もう一つ、指摘事項です。同じく社会教育文化課で、希望ホールの催事に関して負担金を支出している希望ホール自主事業企画運営委員会の経理事務が、収入支出内容を確認するための調書が作成されていなかったことや企画運営委員会内の決裁等が抜けていたこと、それから、記念事業基金額が決算書に記載されていない等、適切に行われていなかったことへの指摘であります。これに対しては、今後、経理基準に沿った適正な事務の執行を指導していく旨回答しております。

次に注意事項になります。社会教育文化課、「文化都市酒田」発信事業です。旧鑑屋の古文書のコンテンツの作成に際して、一者随意契約で実施したことについて、業務を遂行できる業者は他にもあるとして、競争性を確保するために入札を行うべきとの注意があったものです。これに対しては、今後は競争性を確保した契約を行っていききたい旨回答しております。

最後にスポーツ振興課です。国体等に出場する選手等に交付するスポーツ振興激励金が、住所要件を満たしているのに交付されていなかったこと、交付申請及び大会終了後の報告書提出がなされていなかったことについて、適正な事務処理を行うように注意があったものです。これに対して、住所要件については、再調査の結果、本市に住所はなかったことが確認されたこと、及び事務処理については適正に今後処理していく旨回答しております。以上でございます。

(村上教育長) ただいまの報告にご質問やご意見はございませんでしょうか。

(村上教育長) それでは次に進みます。報告事項2及び報告事項3について、学校教育課よりお願いいたします。

(学校教育課長) 報告事項2でございます。2月19日に酒田の子ども学力向上推進会議を開催いたしました。この学力向上推進会議は、次年度より小中一貫教育推進会議に含まれる形で進めていくこととなりますが、今回の向上会議においても何点かの提案性をもって会議を進めたところです。1つに、今年度の会議で小中一貫教育の方向性について提案をさせていただきました。先ほど説明させていただいた内容のことです。更に学力向上に向け、例えばQ-Uアンケートの活用など、データの活用も含め小中合同での研修会のあり方、これらを検討していく必要があるのではないかという提案です。3つ目に、小中の交流を生かした研修ということで9年間の学びを軸とした研究の充実、例えば、単元研究や学校研究、こういったものを小中一貫の中で取り

組んでいくことで効果を上げることができるのではないかというような提案をさせていただいたところです。4つ目に、読書、家庭学習の小中一貫教育について、これについても提案させていただきながら議論を進めているところです。なお、この会議の中でいただいた意見を集約しながら、更に一步前進した提案へと結びつけていきたいと考えております。

続きまして、報告事項3 飛島中学校の休校について、平成28年度より30年度まで飛島中学校在籍生徒は1名でした。ほかに転入予定も無いため、今年度3年生が先日卒業式を迎え、来年度より飛島中学校は休校することとなります。以上です。

(村上教育長) ただいまの2件の報告について、どちらからでも結構ですので、ご質問、ご意見などあればお願いいたします。

(村上教育長) 学力向上推進会議は、先ほどの報告にもありましたとおり、来年度から小中一貫教育推進会議の中に入って行く予定にしております。この度、総合教育会議でも小中一貫のことが話題になりますけれども、その方向性についても少し説明していきたいと思っておりますけれども、学力の面から見た小中一貫教育への期待感と言いますか、そういったような事がここでは具体的に述べられておりますので、総合教育会議の直接の資料にはなりませんけれども、参考にしていただければありがたいなと思っております。それでは次に進みます。報告事項4についてお願いいたします。

(社会教育文化課長) 報告事項4について報告いたします。酒田市民会館管理運営業務委託公募型プロポーザルにおける審査結果です。酒田市民会館の管理運営業務委託につきましては、今まで一般競争入札で行っていたところですが、今回、随意契約の一形態であるプロポーザル方式に変更いたしまして、業者の意欲、やる気をぜひ聞きたいということに変えさせていただきました。審査委員会を2回設けまして、2回目でプレゼンテーション及びヒアリングを行いまして、受託候補者の決定を行ったところです。問い合わせは2者ほどあったんですけれども、参加表明者は1者でした。審査結果といたしましては、受託候補者として株式会社ボイスが選定されました。以上報告といたします。

(村上教育長) ただいまの報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(村上教育長) それでは次に進みます。報告事項5から7については紙面での報告とさせていただきますが、担当課の方から補足説明をぜひというところがありましたらお願いします。どこからでも結構です。

(村上教育長) それでは、委員の皆さま方より報告事項5から7について、ご質問等は

ございませんでしょうか。

(渡部委員) 報告事項5の大学等修学支援事業のことですけれども、申請の件数70件ですが、私もちょうどそういう立場なものですから、民間の金融機関から貸付を受ける家庭が結構多いのかなと思ったんですが、思ったよりも申請されている方が少ないなという印象を持ちました。この上限額というか、予算の交付額の上限というのは設定されているのでしょうか。

(企画管理課長) 予算ですので、一定の計画で額を設定させていただいております。ただ、近年の動向を見ますと、子どもさんが少なくなっているということもありますし、酒田市の大学等の進学率が伸びてはいないという状況があるかと思えます。所得については、政府系の金融機関とほぼ同じ位の条件を設定させていただいておりますので、そうしたことを踏まえていくと、実態としましては子どもさんが少なくなっているということと、進学率が酒田市の場合は伸びていないという部分が影響しているのかなということで考えているところです。

(村上教育長) ほかにご質問等ございませんか。ないようですので、こちらでの報告事項は以上となります。それでは、事務局よりほかに報告事項はございませんでしょうか。

(村上教育長) それでは委員の皆様方から何かご連絡ご報告等ございませんでしょうか。

(村上教育長) それでは以上を持ちまして本日の日程は全て終了しましたので閉会いたします。